

出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書

2006年2月15日

千葉県弁護士会

会長 廣瀬 理夫

意見の趣旨

- (1) 出資法5条の上限金利を、利息制限法1条の制限金利まで引き下げる改正をすること。
- (2) 貸金業規制法43条(みなし弁済規定)を廃止すること。
- (3) 日賦貸金業者、質屋、電話担保金融に対する特例措置の撤廃すること。

意見の理由

1 はじめに

個人破産の申立件数は、2002年に全国で20万件を突破し、その後も年間20万件を切ることはなく高水準で推移している。生活・経済苦による自殺者も2002年以降は全国で毎年8000人前後という高い水準で推移している。破産予備軍に至っては200万にも及ぶと言われ、多重債務の問題はまだまだ深刻な社会問題である状況が続いている。

これらの破産や自殺の大きな原因となっている多重債務を引き起こす大きな要因の一つと思われるのが、貸金業者の高金利による過剰融資である。現在わが国の普通預金金利が0.001%、公定歩合が年0.10%という超低金利であることに比較すれば、年15%から20%という利息制限法の金利でも高金利であり、さらに出資法の上限金利の年29.2%は大変な高金利であるという。

サラ金業界は、この不況の中でも大手を中心に貸付残高を伸ばしている。これは大手サラ金業者の調達金利は年2%前後であるのに対し、貸出金利は年25%から29%となっていて、貸せば貸すほど儲かるからであり、このことが過剰融

資の大きな原因となっている。そしてこの高金利による過剰融資が多重債務問題を惹き起こし、そして債務者の生活が立ち行かなくなる事態を生じさせているのである。

2 金利引き下げの必要性

そこで、多重債務問題を抜本的に解決するためには、最低でも出資法の上限金利を利息制限法程度にまで早急に引き下げる必要がある。

サラ金業者の貸出金利は、出資金の上限金利近くに設定されていて、市場原理が働かないことは明白である。サラ金業者の調達金利は極めて低いことからすれば、相変わらず多重債務者が続発している現状からも貸出金の上限金利は引き下げる時期にある。終戦直後に制定された利息制限法の制限金利でも現在においては高金利であるが、現時点では最低でも出資法の上限金利を利息制限法所定金利まで引き下げ、刑罰を持って高金利を禁止する必要がある。

3 みなし弁済規定廃止の必要性

同様に強行法規である利息制限法に対し例外として存在する貸金業規制法43条のみなし弁済規定は廃止するべきである。

本来なら強行法規である利息制限法に反して無効となる利息を認めるみなし弁済規定は法の原則をゆがめるものである。貸金業法制定の際に法施行の円滑化のために設けられたみなし弁済規定は、現在において何らその存在意義を認めることはできない。その適用を主張して高金利の取得を可能とし、無用な紛争を引き起こす原因となるみなし弁済規定は廃止すべきである。

4 日賦業者等の特例廃止の必要性

出資法附則に定められ年54.75%という超高金利を適用することができる日賦貸金業者及び電話担保金融等に対する特例金利も廃止するべきである。

これらの業者には、言われているほど特例の高金利を認める合理性はない。かえって、超高金利を取得するために違法な取り立て等が問題となっているほか、要件を守っていないにもかかわらず日賦業者を名乗り高金利を取得する違法な取引を増加させる要因となっている。

日賦業者等の特例金利の存続を認める必要性は認められない。

以上